

甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

こども家庭庁の設置に伴い、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等の一部改正が令和5年3月31日公布、同年4月1日施行され、保育所保育指針の策定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移管されたことから、上位法令と整合性を図るため、甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 保育所保育指針の策定権限者を「厚生労働大臣」から「内閣総理大臣」に改めることとします。

【第16条及び第45条関係】

(2) この条例は、公布の日から施行します。

【付則関係】

3 その他

(1) 全国一律の制度に関する法令改正に伴う所要事項を改正するものです。

(2) 策定権限者にかかる当該改正規定については、内閣総理大臣とするか、内閣総理大臣から事務委任を受けるこども家庭庁長官とするか不明であったことから、国の改正内容の確定を受けて改正するものです。

(3) 国の法令改正については令和5年4月1日に施行されていますが、本改正条例が施行されるまでの間に変更解釈による運用が可能ですので支障は生じません。

(4) 予算及び事務に影響はありません。